

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を踏まえた今後の方針

令和3年1月14日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、京都府に緊急事態宣言が発出されました。京都府内におきましては、連日、感染者数及び重症者数が過去最多人数を記録するなど、危機的な状況となっております。

このため、国の専門家会議の提言や府の専門家会議の意見を踏まえた京都府新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置」に準じて、京丹波町では、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

町民の皆様におかれましては、これ以上の感染拡大を防止し医療崩壊を防ぐため、これまでからお願いしています「基本的な要請事項」と併せて、今後の方針について、一層のご理解とご協力をお願いします。

### ◆ 町民及び町内事業者の皆様への要請

#### (1) 要請期間

- ・ 1月14日（木）0時から2月7日（日）24時まで

#### (2) 外出自粛の要請

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないでください。
- ・ 特に、**夜8時以降の不要不急の外出自粛を徹底**してください。

#### (3) 催物（イベント等）の開催制限

- ・ イベントの上限人数は5,000人以下としてください。
- ・ 屋内開催の場合は、参加者数を施設の収容率50%以下としてください。
- ・ 屋外開催の場合は、人と人との間隔を2m以上確保してください。
- ・ いずれも開催時間は午後8時までとしてください。

- ・全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントを実施する場合は、事前に京都府相談窓口へ相談してください。

(新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム 075-414-5658)

#### (4) 施設の使用制限

- ・飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等、バー、カラオケ店など食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗については営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供は午前11時から午後7時までとしてください。
- ・営業時短要請に応じていただいた店舗へは、定休日を除き、1につき6万円の京都府緊急事態措置協力金が支給されます。（詳細は、別途京丹波町ホームページに掲載いたします。）
- ・体育館やグラウンド、公民館などの施設については、午後8時以降の使用を休止します。

使用を制限する施設等

##### 【小中学校の体育館及びグラウンド等】

竹野小学校	丹波ひかり小学校
下山小学校	瑞穂小学校
和知小学校	蒲生野中学校
瑞穂中学校	和知中学校

##### 【集会場等】

中央公民館	桧山公民館
梅田振興センター	三ノ宮基幹集落センター
質美振興センター	下大久保文化教育センター
和知ふれあいセンター	和知生涯学習センター
山村開発センターみずほ	わーふ館

##### 【運動施設等】

上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド
三ノ宮農村公園グラウンド	わちグラウンド
旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	下粟野体育館
須知川水辺公園	須知公園
わち夢広場	

#### (5) 職場への出勤等

- ・テレワークをより推進いただくとともに、ローテーション勤務や時差出勤、週休の分散化、休暇取得等により、職場での「密」を回避して下さい。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制して下さい。

#### (6) 大学生等への要請

- ・部活動や課外活動等における感染防止対策を徹底いただくとともに、懇親会や飲み会など感染リスクの高い活動は自粛して下さい。

#### ◆ 役場の勤務体制について

- ・事業者様への要請事項(5) 職場への出勤等と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

#### ◆ 町立学校等の対応について

- ・学校等〔幼稚園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ、保育所〕における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、一斉の臨時休業は実施せず、徹底した感染予防対策を講じた上で、通常通り活動を継続します。